

農業機械化促進法を廃止する等の法律案に対する修正案

農業機械化促進法を廃止する等の法律案の一部を次のように修正する。

第二条のうち国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第一号の改正規定中「検査」の下に「（農機具についての検査に限る。）」を加える。